

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成18年1月19日(2006.1.19)

【公開番号】特開2000-94431(P2000-94431A)

【公開日】平成12年4月4日(2000.4.4)

【出願番号】特願平10-272028

【国際特許分類】

B 28 C 5/16 (2006.01)
B 01 F 7/10 (2006.01)
B 28 C 7/00 (2006.01)

【F I】

B 28 C 5/16
B 01 F 7/10
B 28 C 7/00

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月13日(2005.9.13)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

少なくともセメントと水とフィラーとを含有する速硬性のセメント組成物を混練するセメント組成物用連続ミキサーであって、上下一対の円形をした端面板と短円筒状の側面板からなるケーシングの適所にセメント組成物の材料の供給口を形成すると共に、このケーシングの外周部の適所にセメント組成物の排出口を形成し、前記ケーシングの内部に円盤状の混練ローターを回転可能に設け、この混練ローターの外周縁に前記ケーシングの側面板に向かって突出する複数の混練用の突部を間隔をおいて形成したことを特徴とするセメント組成物用連続ミキサー。

【請求項2】

前記ケーシングの内部に前記材料を外周側に案内するローターを、前記混練ローターと同軸上で混練ローターに対して相対的に回転可能に設けたことを特徴とする請求項1記載のセメント組成物用連続ミキサー。

【請求項3】

前記ケーシングの端面板及び/又は混練ローターに、混練ローター及び/又はケーシングの端面板へのセメント組成物の付着を阻止する掻き落とし部を設けたことを特徴とする請求項1又は2記載のセメント組成物用連続ミキサー。

【請求項4】

前記材料の供給口を前記ケーシングの上側の端面板の中央側に設けると共に、前記セメント組成物の排出口を前記ケーシングの下側の端面板の外周側に設けたことを特徴とする請求項1~3の何れかに記載のセメント組成物用連続ミキサー。